

「御代田町まちづくり事業支援金」

平成30年度事業を募集します

対象団体

町内に住所を有する5人以上で構成する団体

対象事業

次の要件を備えた事業が対象です。

「御代田町まちづくり事業支援金」は、区やボランティア団体など公共的な活動を行っている団体の皆さまが自ら創意工夫し企画したまちづくり事業を応援する制度です。公共性や独創性のあるまちづくりに関する事業の経費の一部を補助し、団体の皆さまの自立・活動を支援します。

平成30年度事業(後期分)について、次のとおり募集します。是非ご利用ください。

詳細の確認・相談は、

企画財政課までお気軽にお問い合わせください。

問い合わせ先

企画財政課地域振興係
(32) 3 1 1 2

対象外事業

継続的に行っている定着したイベントや行事、備品などの購入が主となる事業、政治・営利・宗教・反社会的活動を目的とする事業などは対象となりません。

支援金額

補助対象経費(※)の
1/2(上限20万円)

募集締め切り

9月7日(金)必着

応募方法

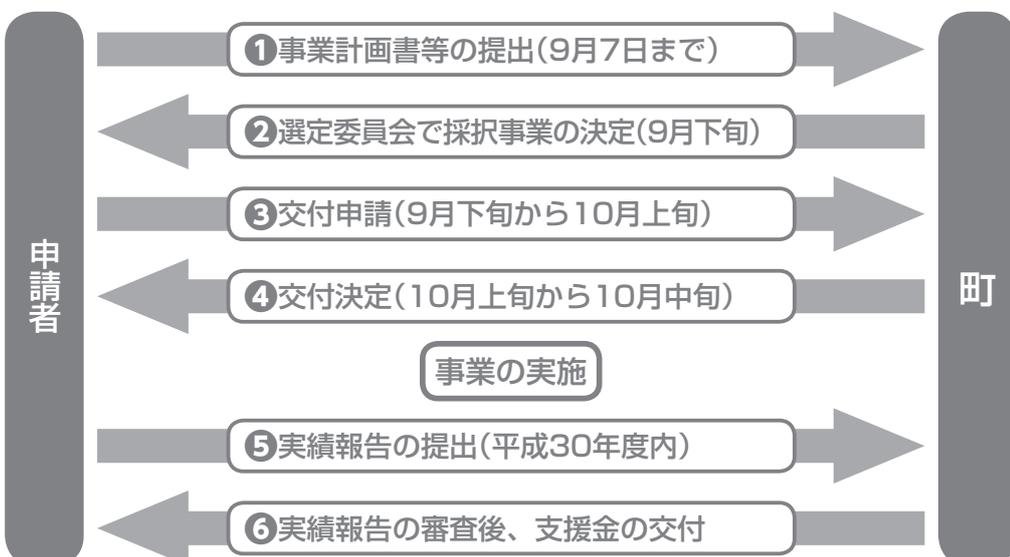
必要書類(まちづくり事業計画書等)を企画財政課へ提出してください。様式等は、町ホームページからダウンロードできるほか、企画財政課にも用意してあります。

決定

9月下旬に開催予定の選定委員会にて審査を行い、採択事業を決定します。

※構成員への人件費、先進地視察旅費、食料費、備品費など対象とならない経費もありますのでご注意ください。

【事業全体の流れ】



屋外広告物の適正な表示・設置にご協力ください

はり紙、のぼり旗、立看板、広告物などの屋外広告物は、私たちに様々な情報を提供してくれます。しかし、屋外広告物が無秩序に氾濫すると、良好な景観形成などに支障となるほか、管理がおろそかになると、広告物の落下などによる事故が発生しかねません。そのため、広告物を設置する場合は、次の点に注意していただき、適切な表示・設置をお願いします。

屋外広告物とは

常時または一定期間、継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板やはり紙、建物等に掲出または、表示されたものなどを言います。

屋外広告物の許可基準

長野県では、屋外広告物条例が定められており、面積や色彩、制限のある地域などが設けられています。

① 禁止地域

主に、住宅地や鉄道沿線、通行量の多い主要道路沿線などの地域は、屋外広告物が設置できない禁止地域です。

② 許可地域

駅前広場や、新幹線沿線などは、許可地域となり、許可申請の手続きが必要です。

③ 自己用の広告物は自己の敷地

以外の場所に設置できません

①、②の地域では、広告物を

自己の敷地以外の場所への表示、

④ 設置には安全管理義務が伴います

屋外広告物を設置した場合、雨風や経年劣化によって倒壊や落下のおそれが生じることがないよう、定期的に安全点検を実施する義務があります。

その他、具体的な内容は長野県ホームページをご確認ください。

また、屋外広告物の表示や設置に関することなど、ご不明な点がありましたら、ご相談ください。



無許可で道路用地内に設置された広告物